

# 青森県報

第六百二十七号

令和五年  
六月二十三日  
(金曜日)

## 目次

### 公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……一
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……二
- 土地改良事業の工事の完了……………(西北地域) ……二
- 土地改良事業計画変更の認可……………(上北地域) ……三
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……三
- 公安委員会
- 警備員等の検定の実施……………(生活保安課) ……三

## 公 告

### 農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和五年六月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和五年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
倉内 清一	東津軽郡平内町	○東津軽郡平内町大字小豆沢字水ヶ沢四〇八
乗田 知洋	平川市	平川市小杉扇田五〇ほか六筆
株式会社SATO FARM 代表取締役 佐藤 亨	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦范町字上菖蒲 沢一・二・六の一ほか一筆
株式会社SATO FARM 代表取締役 佐藤 亨	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦范町字鹿子石 八三の一ほか五筆
株式会社SATO FARM 代表取締役 佐藤 亨	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦范町字上菖蒲 沢一・二・八の四ほか四筆
松橋 尚子	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字薄市字飛石一七八 ほか三十二筆
高山 和鋭	北津軽郡中泊町	○北津軽郡中泊町大字高根字小金石一八 〇七ほか四筆

高山 和鏡	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字高根字小金石六〇八ほか四筆
高山 和鏡	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮二五六〇
宮里 正貴	上北郡東北町	上北郡七戸町字道ノ下七〇の四五ほか一筆
天間 正大	上北郡七戸町	上北郡七戸町字金沢平二五八の五ほか三筆
佐藤 栄一	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢八七三ほか一筆
佐藤 栄一	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢八七一ほか三筆
田中 豊日	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町西下谷地三二〇ほか三筆

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県新財務会計システム基本設計業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局会計管理課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年五月三十一日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、倉石土地改良区の定款の変更を令和五年六月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年六月二十三日

三八地域県民局長 菅 孝

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年六月二十三日

西北地域県民局長 長 内 昌 彦

- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社
- 六 東京都港区芝五丁目七の一  
契約金額  
三千五百二十万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

土地改良事業の名称 中畑揚水機場地区災 害復旧事業	事業を 行 う 者	工事完了 年月日 令和 五・四・六
西津軽土地改良区		

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、椴林土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和五年六月九日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和五年六月二十三日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

事業名 維持管理

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

令和五年六月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和五年六月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、二〇七 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二、二〇七 人

二二、二〇七 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、一一九 人

西津軽郡選挙区 四、九一六 人

南津軽郡選挙区 六、三〇〇 人

北津軽郡選挙区 七、二一三 人

上北郡選挙区 二六、七〇二 人

三戸郡選挙区 一八、三二九 人

青森市選挙区 七八、二五三 人

弘前市選挙区 四七、七二六 人

八戸市選挙区 六三、〇四二 人

黒石市選挙区 九、一八五 人

五所川原市選挙区 一八、一五四 人

十和田市選挙区 一六、九四一 人

三沢市選挙区 一〇、六二六 人

むつ市選挙区 一九、八一五 人

つがる市選挙区 八、八五四 人

平川市選挙区 一一、二七九 人

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員

会規則第二十号。以下「検定期則」という。) 第七条の規定により公示する。

令和五年六月二十三日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

(一) 学科試験

令和五年九月二十七日(水) 午前九時から午前十時までの間

(二) 実技試験

令和五年十月二十八日(土) 午前九時から正午までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定期則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

三 検定の定員

三十人

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和五年八月十四日(月) から同月十八日(金) までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定期則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(二)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭